

議案第105号

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和43年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。